



各 位

平成 22 年 5 月 14 日

会 社 名 ナビタス株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 中村弘一

(JASDAQ コード番号 6276)

問 合 せ 先 執行役員管理部長 眞柄光孝

電 話 番 号 (072)244-1231

当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成19年6月27日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただき、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社の取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入しました。

大規模買付ルールの有効期限は平成22年6月開催予定の当社第31期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時まででありますので、当社は平成22年5月14日開催の取締役会において、本総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本対応方針を継続することを決議いたしましたので、以下の通り、お知らせいたします。なお、その内容の変更につきましては、法令の変更等に基づくもの及び独立委員会委員を独立委員会委員候補者とすること以外の変更はございません。

大規模買付ルールを決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名が全員出席し、当社株式等の大規模買付行為にあたってのプロセスを定めるルールとして相当であると判断される旨の意見が表明されています。

なお、本日現在、他社からの当社株式の大規模買付行為の打診、申し入れ等は一切ございませんので、念のため申し添えておきます。

1. 当社における企業価値・株主共同利益の向上の取り組みについて

当社グループは、「水と空気以外の全ての物に印刷する」をモットーに、プラスチックを中心とする素材への加飾技術を通して、創業以来44年、世界中の人々の生活に“彩”を提供し、より豊かな生活を求める人々の想いを叶えるべく、日々尽力しております。

1966年の創業当初は、当時、将来大きく発展が期待されたプラスチック製品の表面が装飾されていないことに着目してホットスタンプ機を開発、現在のナビタスの基軸となる技術を確認し、その後熱転写装置の開発に続きパッド印刷機を代表とする印刷装置の開発、更にはプラスチックの成形と同時に絵付けを行うインモールド装置へと展開し、業界ではその高い技術力に加えて経験と蓄積されたノウハウを評価され、次々とヒット商品を世の中に送り出してまいりました。

これらの基本技術を基盤として現在では、当社及び子会社2社を含め表面加飾加工の川上から川下までをソリューションする社内体制により、国内はもとより東南アジアを中心とする海外の業界各企業に対して事業を展開し、世界中の人々の生活に“彩”をお届けすることを目標に事業展開を行っております。

これらの大きな三つの柱の成長を支えてきたのが、それぞれの機械装置にともなう関連資材のラインナップと技術的サポートを行うテクニカルサービス部門であり、「ワンストップ・ショップ政策」であります。当社ナビタスは、機械の販売だけでなく、それをお使いいただくための周辺装置及び細かな備品にいたるまでお客様のご要望をお聞きし、目的とされる製品が完成するまでを一つのシステムとしてお手伝いさせていただいており、一次製品に二次加工を行うための流れを作るシステムとして『表面加飾のワンストップ・ショップ』を確立してきました。

「表面加飾のワンストップ・ショップ」は、当社の製品だけでなく広く海外にも目を向け、表面加飾の前後の工程で有益な装置や製品であれば海外のメーカーであってもお互いの住み分けを行い、海外の各企業と提携しながら日本国内に紹介する事も行っており、表面加飾の前工程から後処理工程までを網羅し、お客様の便宜を図るシステムをご提供することを第一義と考えております。印刷の物性の向上、印刷品位を上げるために利用されているコロナ処理装置はその一つであります。また、最近では品質管理の徹底にお応えすべく、印刷の品質検査を行う画像検査装置「ナビタスチェッカー」もそのラインナップを充実させ、今までは人の目視検査に頼っていたこれらの作業を機械化する事で、均一した品質検査の確立を手助けするだけでなく、検査工程のコスト削減と人材の効率活用に欠かせない後処理工程のシステムとなっております。特に画像処理検査装置は、特殊印刷技術のノウハウを隅々まで知り尽くした当社ならではの技術を検査装置のソフト面に応用した独特の技術であり、当初は絵・文字等の比較検査が主体でありました。しかし、最近では表面の状態検査から、機能性を表面から検査する機能検査までその分野を広げ、フレキシブル基板等にその応用範囲を広げております。また、今までは大量の転写フィルムを製作することでしか対応できなかった熱転写印刷に対して、必要な時に必要な量だけ転写印刷用のフィルムを作成できる「オンデマンド転写箔プリンター」を開発し、今までの転写印刷の常識を打ち破ることに成功しました。

当社が今後、事業を展開していくにあたって重要なポイントは、当社の事業展開のフィールドと当社の営業姿勢であると考えております。印刷業は、いかに資本投下をして新たな機械装置を導入し、ハイテク化しようとも職人による熟練された高度な専門技術なしには成り立たない業種であります。当社は、そのような印刷業というフィールドの中で、製造・営業各担当者の技術と熱意をもって、個々のお客様のニーズにお応えすべく積極的な提案営業を続けていくことにより、当社の今まで蓄積された技術・ノウハウに先端のIT技術を加え、更なる技術革新と市場開拓をグローバルに行ってまいります。

当社は、創業当初から「お客様には、良くて安くてすぐに間に合う製品の提供」「社員には安定した生活」「株主には公正な配当」を経営理念として掲げており、それらを実践し続けることが、技術力に裏付けられたナビタスブランドの向上に繋がるものと確信しております。表面加飾業界のリーディングカンパニーとして、この経営理念を今後も堅持し、中長期的な経営計画に取り組むことが、企業価値を向上させ、株主の皆様の共同利益を最も向上させるものと考えております。

2. 大規模買付ルール導入の目的 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様に委ねられるべきものであると考えます。

もともと、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様に当該行為の是非及び株式継続保有の是非をご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様に適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様に大規模買付行為の是非や株式継続保有の是非を判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付者が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記3. の通り事前の情報提供に関する一定のルールを設定することといたしました。なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付を行う旨の通告や買収提案を受けているわけではありません。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のための必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付者の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

（２）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家の意見も参考にし、また監査役の見解も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として、無償割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載の通りです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等をすることはございます）。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、監査役の見解も十分に尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

1. 次の①から④までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
 - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行う場合
 - ② 会社経営を一時的に支配して、会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行う場合
 - ③ 会社経営を支配した後に、会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行う場合
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係しない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行う場合

2. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買収行為を行う場合
3. 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合
4. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の実質的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合

5 独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の構成員、当社の業務執行を行なう経営陣及び対象買付者からの独立性が高い有識者3名以上とします（あらかじめ候補者を定めませんが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員会委員を選任することがあります）。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断をなすに際して、かかる独立委員会（注4）に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議及び決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は、当社取締役会が株主の皆様に対して公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、取締役会の決定に際しては、当社取締役の意見も尊重したうえで決定することにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性も担保しています。

6. 大規模買付ルールの有効期間等

大規模買付ルールの有効期間は、本総会において株主の皆様にご承認いただいた時点から、平成25年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、大規模買付ルールを随時見直していく所存です。

大規模買付ルールの有効期間中であっても、当社取締役会により大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合は、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、

大規模買付ルールを修正する場合があります。

なお、平成22年3月31日現在の大株主の状況は別紙4に記載の通りです。

7. 大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に対する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、前述2.「大規模買付ルール導入の目的」にて記載した通り、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を確認・反映させるものであること

当社は、本総会において大規模買付ルールについて承認可決の決議がなされることを条件として大規模買付ルールを継続して導入する予定です。また、前述6.「大規模買付ルールの有効期間等」にて記載した通り、大規模買付ルールの有効期間は3年間とする条項が付されており、かつ、その有効期限の満了前であっても、株主総会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることになっており、同ルールは株主の皆様のご意思に依拠したものとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として前述5.「独立委員会の設置」の通り、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して大規模買付がされた場合には、かかる独立委員会が当該買付により当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれることがないか等について実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします。

このように独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう厳しく監視するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に適うよう大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載された通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

大規模買付ルールは、前述6.「大規模買付ルールの有効期間等」にて記載した通り、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することが出来るものとされているため、大規模買付者付議議案の承認可決の決議により、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することが可能です。従って、大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、大規模買付ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことが出来ないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

8. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をするうえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様は、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法やその他の法律及び当社の定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として新株予約権の発行や株式分割を決議した場合に、その基準日以降に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額を払い込みしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、株主名簿への記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で、又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合と合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち、直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、大規模買付ルールが取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値・株主共同利益を損なう買収を抑制するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙2の通りです。

独立委員会は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、会社経営者として実績・経験を有する社外にある者等の有識者3名以上の独立委員で構成されます。独立委員は、あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員会委員を選任することがあります。なお、大規模買付ルールの導入時の独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は、別紙3の通りです。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込をさせないで、新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込をなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込をなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、予め当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社取締役により委嘱を受けた弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等の有識者、3名以上で構成される。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

独立委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑤ 対抗措置の発動の可否

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

三村 正治 (みむら しょうじ)

- 【略歴】 昭和41年 3月 東京外国語大学中国科 卒業
 昭和41年 4月 三和銀行 入行
 昭和58年 4月 同行 上海駐在員事務所長
 昭和61年10月 同行 天下茶屋支店長
 平成 元年 4月 同行 シンセン支店長兼広州駐在員事務所 所長
 平成 8年 4月 三和総合研究所国際本部 部長
 平成12年 4月 羽衣学園短期大学（現羽衣国際大学） 教授
 平成16年 4月 同大学 産業社会学部 学部長
 平成18年 4月 同大学 学長（平成20年4月退任）
 平成20年 5月 同大学 客員教授（現在に至る）

杏中 保夫 (あんなか やすお)

- 【略歴】 昭和44年 3月 大阪市立大学経済学部 卒業
 昭和44年 4月 野村証券株式会社 入社
 昭和58年 7月 同社 堺支店長
 昭和63年12月 同社 取締役 事業法人担当
 平成 5年 6月 同社 常務取締役 本店長兼東京地区担当
 平成 6年 6月 三洋証券株式会社 専務取締役営業企画本部 本部長
 平成 8年 2月 株式会社 公文教育研究会 代表取締役副社長
 平成 9年 1月 同社 代表取締役社長
 平成17年 6月 同社 取締役相談役
 平成18年 6月 同社 相談役

川村 和久 (かわむら かずひさ)

- 【略歴】 平成 4年 3月 京都大学法学部 卒業
 平成 4年 4月～平成 6年 3月 最高裁判所司法研修所第46期司法修習生
 平成 6年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会)と同時に栄光総合法律事務所 入所
 平成11年 1月 同事務所パートナー 就任
 平成12年 2月 弁理士登録
 平成15年 1月 弁護士法人栄光設立 同法人代表社員 就任
 平成19年 1月 川村和久総合法律事務所 設立（現在に至る）

大株主の状況

平成22年3月31日現在

順位	氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式の 割合(%)
1	ナビタス持株会	521,000	9.10%
2	平木正之	440,590	7.70%
3	金定秀光	229,221	4.01%
4	ツジカワ株式会社	150,420	2.63%
5	日本生命保険相互会社	134,400	2.35%
6	株式会社 トービ	125,420	2.19%
7	ナビタス従業員持株会	102,908	1.80%
8	泉原 博	101,653	1.78%
9	平木誠一	85,585	1.50%
10	有田信男	80,623	1.41%
	合計	1,971,820	34.46%

(注) 当社は、自己株式589,679株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

以 上